

監 査 報 告 書

令和3年4月15日

公益社団法人 武雄法人会
会長 馬 渡 洋 三 殿

監 事 桑 原 泰 蔵 

監 事 栢 森 久 

監 事 山 口 直 孝 

私ども監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について、令和3年4月15日に桑原監事と栢森監事と山口監事3名で監査し、公益社団法人に関する法律第99条及び同法第124条に基づき、その方法及び結果について下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事会並びに各理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告の内容について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査並びに現金、預金通帳等の実地調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について、その適正性について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。